

第 22 期 第 28 回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成 28 年 9 月 26 日

伊予市農業委員会

# 第 22 期

## 第 28 回定例農業委員会総会議事録

平成 28 年 9 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から、伊予市生涯研修センター「さざなみ館」において第 28 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	32名
	事務局	局長
		次長
		主査
		臨時

欠席者	農業委員	4名
-----	------	----

### 議事日程

- |     |            |  |     |
|-----|------------|--|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 |  |     |
| 第 2 | 議案第 98 号   | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について                            | 4 件 |
|     | 議案第 99 号   | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について                            | 1 件 |
|     | 議案第 100 号  | 伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び<br>伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 3 件 |
|     | 議案第 101 号  | 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について                          | 1 件 |
|     | 議案第 102 号  | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて                            | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 61 号   | 相続税の納税猶予に関する継続届について                                | 2 件 |
| 第 4 | その他        |  |     |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成28年度第28回9月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日、25番〇〇委員、30番〇委員、31番〇〇委員、32番〇〇委員より欠席の連絡が、また、15番〇〇〇委員に関しましては、遅れての出席ということで連絡をいただいておりますのでご報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号26番〇〇委員、27番〇〇委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第98号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第98号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回4件の申請がありました。

1番、2番、3番につきましては関連がございますので一括でご説明いたします。

#### 1番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下字川裾	田	
譲受人の耕作面積	12,752.00	m <sup>2</sup>	
申請理由	双方の土地の形状を整えるため 宮下字川裾 田 との交換		
権利の内容	交換による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、季節野菜、果樹		
主な農機具の保有状況	農業用自動車、トラクター、田植え機、コンバイン		
労働力	常時3人		

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため

許可要件の全てを満たしていると考えられます。

## 2番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下字川裾	田	
譲受人の耕作面積	5,617.00	m <sup>2</sup>	
申請理由	双方の土地の形状を整えるため 宮下字川裾 田 との交換		
権利の内容	交換による所有権の移転		
譲受人の作付作物	米、果樹		
主な農機具の保有状況	農業用自動車、トラクター、田植え機、コンバイン		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため

許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

## 3番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下字川裾	田	
譲受人の耕作面積	12,672.00	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人) 相手方の要望 (譲受人) 申請地は譲受人が所有する土地に食い込んだ形状 をしており、耕作に便利であるため譲り受ける。		
権利の内容	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、果樹、季節野菜		
主な農機具の保有状況	農業用自動車、トラクター、田植え機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため  
許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号1、番号2、番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

3名の方は、現地では20年位前からお互いに交換などして耕作をしているようでした。  
境界確認にも立ち会ったのですが、真っ直ぐになり耕作しやすいようになり、この際見直  
そうということがございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

番号1、番号2、番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、番号2、番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、番号2、番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### 4番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	出渕2番耕地	田	外3筆
譲受人の耕作面積	66,452.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、果樹		
主な農機具の保有状況	農業用自動車、トラクター、田植え機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため  
許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人〇〇さんは、元中山町の方で、現在松前町に住んでいまして今治に勤めに出ているそうです。管理する人がいないということで、譲受人〇〇さんに売買の話を度々持ちかけていたのですが、譲受人〇〇さんも広い耕地を持たれていますので、断っていましたが、今回、買っていいという気持ちになりまして話しが進みました。

また、譲渡人〇〇さんは、ずっと松前町に住むつもりで、中山には帰る予定もないということで、譲受人〇〇さんも買うようにしたのだと思います。よろしくお願いいたします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして2ページをお開きください。

## ■議案第99号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第99号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の申請がありました。

### 1番

譲渡人	三島町	持分4分の2	〇〇	〇〇
	下吾川	持分4分の1	〇〇	〇〇
	米湊	持分4分の1	〇〇	〇〇〇
譲受人	尾崎		〇〇	〇〇
申請地	尾崎字上林	畑		
転用目的	進入路及び露天駐車場			
権利の種類等	売買による所有権移転			

申請地説明図の(1)～(3)をご覧ください。

譲受人の自宅居住地は、周囲を農地と宅地に囲まれており、過去には東側の農道(幅員80cm)を通過して自宅に出入りしておりました。

また、自動車を購入しても駐車スペースが無く、遠くの駐車場を借りるなどで不便を強いられておりました。そのため平成23年頃から農地の一部を通行し自宅への進入路と所有する

車輛の露天駐車場として供用していたものです。

今回、自宅南側の当該農地を買い受け、自宅への進入路及び露天駐車場として農地転用許可申請に及んだものです。

申請地は、平成2年の国土調査前は宅地であったものを国調により畑に地目変更されたもので、その後分筆したもので、尾崎と三島町の集落の堺付近に位置する白地農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、市道からの支線に接続する道路交通の安全確保の観点から自家用車輛等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、進入路及び露天駐車場の規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられます。

議長。

議案第99号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の方で詳しく説明していただきました。説明の通りでございます。

私も現地の確認はしておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

議案第99号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第99号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案99号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして3ページをお開きください。

## ■議案第100号 伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について

議長

議案第100号伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号イ及び第3条の2第2項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の申請がありました。

昨年5月1日に策定され、本年1月と8月に変更されました「伊予地域の農業の振興に関

する計画」(通称 27 号計画)において、地域農業の振興に資するために必要な施設として、当該計画を変更し施設調書に定めようとするものです。

「通称 2 7 号計画」とは、国営かんがい排水事業(道前道後平野地区)が平成 26 年 3 月 31 日に完了したことを受け、受益地に該当する農地において農振除外・農地転用を実施する場合は、地域の農業の振興に資する施設しか認められないという趣旨の法律的扱いの中で、計画策定(変更)したものです。

## 1 番

申出人	米湊	〇〇	〇〇
土地所有者	上吾川	〇〇	〇〇
申出地	上吾川字内台	田	
転用目的	農家住宅・農業用倉庫		

この件に関しては、申請地説明図の(4)～(7)が関係資料となっています。

申出人は現在、会社勤務の傍ら父が経営する農業を手伝いながら妻、子供 3 人の家族 5 人で借家住まいをしているが、子供の成長に伴い現在の住居では手狭であることや通作時間がかかることから、自己の住居を構えることによる生活基盤及び父の農業経営の後継者として補助的に農業経営に従事することにより農業経営基盤を確立することにより、農業振興を図るという計画の目的を達成するために、祖父所有の申出地に農家住宅・農業用倉庫を建築することを希望しています。

また、本事案は「通称 27 号計画」により目指す農業振興の方策に係る施設と認められるため、農用地区域内農地から除外することがやむを得ないと考えられます。

なお、申出地は、上吾川市ノ坪集落に位置する青地の甲種農地であり、10ha 以上の広がりがある甲種農地と判断され、農地転用に関する許可基準である甲種農地の例外許可事由の「集落接続」に該当するため、転用許可やむを得ないと判断されるものです。

以上、申出内容について審査した結果、農地を転用して申出に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を生ずるおそれがないと考えられるため、農振農用地からの除外及び 27 号計画の変更については適当であると認められます。

## 議長

番号 1 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

## 地元委員

事務局より詳しく説明していただきました。説明の通りです。一言付け加えますと、土地所有者〇〇さんは、お祖父さんになります。申出人〇〇さんは父〇〇さんの次男になりますが、長男よりも農業をよく手伝っており、これからも農業をやっていく意志があります。そういうことで、農業住宅、倉庫を建築するということですので、よろしく願いいたします。

## 議長

番号 1 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 1 につきましてご承認いただけますでしょうか。



(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 2番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇
申出地	下三谷字薄井谷	田	
転用目的	分家住宅		

この件に関しては、申請地説明図の(8)～(11)が関係資料となっています。

申出人は現在、妻、子供1人の家族3人で借家住まいをしているが、現在の住居では手狭であり、また今後は、仕事の傍ら両親及び兄の農業経営を手伝うために自己の住居を構え生活基盤を確立したく、申出地に分家住宅を建築することを希望しています。

また、本事案は「通称27号計画」により目指す農業振興の方策に係る施設と認められるため、農用地区域内農地から除外することがやむを得ないと考えられます。

なお、申出地は、下三谷集落の市道(稻荷上三谷線)の沿線に位置する青地農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断され、転用許可やむを得ないと判断されるものです。

以上、申出内容について審査した結果、農地を転用して申出に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を生ずるおそれがないと考えられるため、農振農用地からの除外及び27号計画の変更については適当であると認められます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局より説明していただきました通りでございますので、よろしく願いいたします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 3番

申出人	上野	〇〇	〇〇
土地所有者	上野	〇〇	〇〇
申出地	上野字丑寅	田	
転用目的	分家住宅		

この件に関しては、申請地説明図の(12)～(15)が関係資料となっています。

申出者は現在、妻、子供1人、妻の祖父母・父母・妹の家族8人で妻の実家で同居をしているが、子供の成長に伴って現在の住居では手狭になり、今後は、妻の両親の農業経営を手伝うために自己の住居を構え生活基盤を確立したく、申出地に分家住宅を建築することを希望しています。

また、本事案は「通称27号計画」により目指す農業振興の方策に係る施設と認められるため、農用地区域内農地から除外することがやむを得ないと考えられます。

なお、申出地は、上野下郷集落に位置する青地農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断され、転用許可やむを得ないと判断されるものです。

以上、申出内容について審査した結果、農地を転用して申出に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を生ずるおそれがないと考えられるため、農振農用地からの除外及び27号計画の変更については適当であると認められます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局より具体的に詳しく説明していただいた通りです。私の方は、農振除外の5項目、5要件もクリアしていると思われましたので、判を押させてもらいました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

## ■議案第101号 伊予農業振興地域整備計画の変更について

議長

議案第101号伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地への編入の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

### 1番

申出人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
申出地	大平字四ツ松	畑	
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

この件に関しては、申請地説明図の(16)～(18)が関係資料となっています。

まず、申出地の隣接地は、農業生産が行われ耕作の目的に供される農用地であるため、当該農地を耕作の目的に供される農地と指定して農用地区域内農地へ編入することにより、周辺農用地の農業生産上の目的を阻害するような影響を及ぼす恐れはありません。

次に、申出地は農地区分第3種と判断され、現在も耕作しており、今後も農用地として利用されるべき農地であると認められます。また、申出人は、本年度の果樹経営支援事業の新植事業にて甘平を植付ける予定であり、農用地区域内農地への編入は適当であると認められます。

議長

議案第101号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明していただいた通りです。彼は、毎年果樹を植えて、果樹で新植していこうという頑張り屋です。草もきれいに刈り、来週は甘平を植えるといっております。

よろしくをお願いいたします。

議長

議案第101号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第101号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 101 号につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして 5 ページをお開きください。

## ■議案第 102 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議長

議案第 102 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会  
の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

### 1 番

被相続人	下吾川	〇〇	〇〇
相続人	下吾川	〇〇	〇〇〇
対象地	下吾川字北野	田	外 3 筆
相続開始	平成 27 年 12 月 12 日		

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続により農地等を取得して自ら農業を営む  
場合には、相続税申告書の期限内の提出により納付すべき相続税額のうち、その申告書に相  
続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨を記載した農地等の価額のうち農業投資価格を越え  
る部分に対応する相続税は一定の要件のもとに納税が猶予されることとなっております。

対象地は、被相続人(〇〇)が夫(〇〇)から平成 17 年 10 月 15 日に相続し、相続税の納税猶  
予を受けてきた農地であり、相続人も、別の農地を被相続人の夫、相続人の父から平成 17 年  
10 月 15 日より相続し相続税の納税猶予を受け、現在も引き続き農業経営を行なっておりま  
す。

以上のことから、相続人は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であるこ  
とが判断できるため、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することが適当と認め  
られます。

議長

議案第 102 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

相続人が書類を持ってきて現地調査をしたところ、4 筆のうち水田が 2 筆あり稲作を栽培  
しておりました。畑は、柑橘、野菜を栽培しておりました。今後も引き続き農業をやってい  
くと本人の申し出がありました。

以上です。

議長

議案第 102 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 102 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 102 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6 ページをお開きください。

報告事項に進みたいと思います。

### 第 3

#### ■報告第 6 1 号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第 6 1 号相続税の納税猶予に関する継続届けについて、租税特別措置法第 70 条の 6 の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 2 件の届出がありました。

#### 1 番

被相続人	下吾川	○ ○○○
相続人	下吾川	○ ○○
届出地	下吾川字柳	田 外 2 筆
相続開始	平成 18 年 12 月 14 日	

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から 3 年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成 28 年 10 月 17 日のため、事務局が申請地の現地確認を実施し、農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による会長専決により、平成 28 年 9 月 1 日に証明書を交付したものです。

#### 2 番

被相続人	伊予郡松前町	○○ ○○
相続人	伊予郡松前町	○○ ○○
届出地	下吾川字北西原	畑
相続開始	平成 16 年 1 月 6 日	

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から 3 年目毎に税

務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成 28 年 11 月 8 日のため、事務局が申請地の現地確認を実施し、農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による会長専決により、平成 28 年 9 月 13 日に証明書を交付したものです。

議長

報告第 61 号、番号 1、番号 2 についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## 第 4

### ■その他

事務局

□農地転用許可申請の許可状況の報告について

第 26 回 7 月議案第 93 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、  
申出人 中山町佐礼谷 ○○ ○○、所在地 中山町佐礼谷 1 号 畑 転用目的 植林  
平成 28 年 9 月 2 日(地 4)第 34 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

□農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について

農業経営基盤強化促進事業の実施に係る平成 28 年 11 月終了分の利用権設定農地の期間終了・更新通知について（10 月広報 10 ページに掲載）

更新に係る対象者（貸し手・借り手）には、9 月 13 日に「利用権設定農地の終期・更新通知書」を郵送しておりますが、引き続き利用権設定される場合は、利用権設定申出書を受付期間（10 月 3 日～10 月 20 日）までに担当地区の農業委員に提出する旨お知らせしております。

今回、委員の皆様には、利用権設定申出書と記載例、相続登記が済んでいない農地の利用権設定をされる場合等の注意点をお配りしております。併せて、中山・双海地域事務所には、50 部ずつ配布しております。

また、該当のある地区担当委員様には、利用権設定終期（更新）一覧表を別途郵送いたします。

各農業者からの申出の際は、申込み受け後の取りまとめ、計画（案）策定処理事務に必要な一定の期間を要しますので、受付期間内での手続きについてご協力お願いします。

□平成 28 年度愛媛県女性農業委員研修会の開催について

新体制下における女性の視点を活かした一層の活動展開が図られるよう女性委員等の登

用に向けた取り組みに資することを目的とし表記の研修会が開催されます。

主催：愛媛県女性農業委員の会・一般社団法人愛媛県農業会議

日時：平成 28 年 9 月 29 日 10 時 30 分～15 時 00 分

(講演：「女性農業委員に期待すること」講師：伊予市農業委員会会長)

場所：下三谷「ウェルピア伊予」2階・鳳凰 女性委員 3 名出席

□農業委員会視察研修について

視察研修についての詳細説明を行う。

日程・視察研修先・宿泊場所・旅費等についての説明

\*その他質問事項

委員より

- ・利用権設定のメリットについて
- ・相続関係説明図について
- ・利用権設定での（相続関係）緊急の場合の手続きについて
- ・利用権設定で共有持分の場合での相続人の必要同意人数について
- ・取り決めごとをまもらず、利用権設定をした場合の罰則はあるのか。

事務局

上記質問事項に対して解答を行う。

最後の質問、また、会長からの小作権の返上は、口頭での解除でよいか。書面が必要か。という質問を次回解答とする。

□次回の開催日程について

平成 28 年 10 月 27 日(月)13 時 30 分より

伊予市総合保健センターにての開催予定。

議長

以上で第 28 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には、適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 28 年度第 28 回 9 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 15 時 50 分 閉会)